

【JATEC コースインストラクター制度における更新期日の改定について】

インストラクターの資格更新期日を年度末としているために、インストラクターのコース参加については年間を通してコース間で較差が生じています。これを是正する方策の一つとして、資格更新期日を個人の誕生日に変更します。

本規約改定は 2010 年 12 月 1 日より施行します。

4. JATEC インストラクター資格の更新について

1) インストラクター資格の更新には、インストラクター資格取得後、2 年間で 4 回以上の指導経験（自主参加を含む）を有さなければならない。

（旧）更新期日は、取得年度の 2 年後の年度末とする。

↓

（新）更新期日は、取得月の翌月より 24 ヶ月を経過した後初めて迎える誕生日の月末とし、以降は 2 年毎の誕生日月末を更新日とする。新しい規約は、2011 年 4 月 1 日以降に資格を取得した者から適応する。

なお、2011 年 3 月 31 日以前に資格を取得した者については、従来の規定による資格更新期限（2 年後の年度末）を過ぎて初めて迎える誕生日の月末まで期間を延長する。

なお、更新に必要な参加記録の取得月について、月をまたいで開催されるコースは 2 日目の月として取り扱う。

※(旧)を削除、(新)が今回施行の規定

例：

①インストラクターA

- ・ 2004 年 8 月にインストラクター資格取得
(2006 年 2 月に新制度に引き継ぎ、2008 年 3 月末日、2010 年 3 月末日に更新)
- ・ 誕生日：2 月 18 日
- ・ 資格有効期限：（旧）2012 年 3 月 31 日→（新）2013 年 2 月末日

②インストラクターB

- ・ 2006 年 8 月にインストラクター資格取得（2009 年 3 月末日に更新）
- ・ 誕生日：3 月 1 日
- ・ 資格有効期限：（旧）2011 年 3 月 31 日→（新）2012 年 3 月 31 日

③インストラクターC（規約改訂後資格取得）

- ・ 2011 年 5 月 10 日資格取得
- ・ 誕生日：5 月 3 日
- ・ 資格有効期限：2014 年 5 月 31 日

以上